

公示番号：180316

国名：シエラレオネ

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：サポーターズスーパービジョン・システム強化プロジェクト終了時評価調査  
(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年11月中旬から2019年1月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月12日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	保健医療分野の評価調査
対象国／類似地域	シエラレオネ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：黄熱病が入国に必須。他に破傷風、A/B型肝炎、狂犬病、腸チフス、ポリオ、髄膜炎を推奨。

## 6. 業務の背景

シエラレオネでは、1991年から続いた内戦が2002年に終結したものの、長引く内戦により国家の経済、社会、保健システムは大きな影響を受けた。同国の乳幼児死亡率185（出生1000対）及び妊産婦死亡率860（出産10万対）は、サブサハラ・アフリカ諸国の平均と比較しても突出して高い。2010年、大統領の強いリーダーシップにより、妊娠中、授乳中の母親及び5歳未満児への保健医療サービスを無料提供する「フリーヘルスケア・イニシアティブ」が導入され、加えて多くの援助機関が母子保健分野への支援を行っていることから、母子保健を含む一次保健医療サービスへのアクセス状況は大きく改善された。しかしながら、急速な利用者数の伸びに保健医療機関が対応しきれず、提供する母子保健サービスの質には課題が多い。適切なサービスを提供するためには、中央（保健衛生省）から県保健管理チームおよび県保健管理チームから各保健医療機関に対する、サポーターズスーパービジョン（支援的監督指導）が行われ、そこで明らかになった課題を解決していくことが必要であると広く認識されるようになった。また近年、シエラレオネ政府および関連ドナー間で、スーパービジョンを母子保健やマラリアなど縦割りプログラム毎に行うのではなく、横断的に実施し、末端保健医療機関の負担を減らすため、「統合的サポーターズスーパービジョン（ISSV）」システムの確立と定着の重要性が提唱されている。

JICAはカンビア県において、技術協力プロジェクトおよび個別専門家の派遣を通じ、ISSV実施に必要なツールの試行的な開発を支援してきた経緯があることから、2012年、ISSVを通じて全国の劣悪な母子保健指標を改善することを目的としたプロジェクト実施の要請がシエラレオネ政府より我が国にあった。これを受け、2013年4月から2017年3月までの4年間の計画で「サポーターズスーパービジョン・システム強化プロジェクト」を開始し、専門家の派遣を開始した。

しかしながら、2014年5月にシエラレオネ国内において最初に感染が確認されたエボラウイルス病の急激な感染拡大により、同年7月31日に大統領が非常事態を宣言したため、当初8月に予定していた本プロジェクトの2年次の活動開始は延期となった。

その後は、エボラウイルス病の終息へ向けた流れに合わせ、JICAは段階的にプロジェクト活動を再開してきた。2015年6月から10月にかけては、第2年次期間として、保健衛生省の協力のもと、邦人専門家は遠隔にてISSVを支援することとし、日本から保健衛生省幹部とコミュニケーションを取り、課題の確認と解決の方法を探るプロセスを通じて、保健衛生省スタッフの能力強化を図った。

その後、2015年11月7日のエボラ終息宣言を受けて邦人専門家の現地入りが可能となり、同年12月より第3年次期間として現地での活動を再開し、現在も包括的保健システムの復興・強化を目指すエボラ復興計画の中で、ISSVサイクルの実施・質

の向上に向けた活動を行っている。

今回実施する終了時評価調査は、2019年5月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。今回の調査は、プロジェクト運営管理の一環として相手国における能力強化及び開発課題に対する貢献の観点から、PDMに沿って評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）で評価を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2018年11月中旬～11月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②最新のPDM(2017年3月修正版)に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他シエラレオネ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2018年11月下旬～12月中旬）

- ①JICAシエラレオネフィールドオフィス等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、シエラレオネ側C/Pと協議した評価グリッドに基づいて、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びシエラレオネ側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びシエラレオネ側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、要すれば、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA シエラレオネフィールドオフィス等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2018年12月中旬～1月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当業務のドラフトを作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

評価報告書（英文）、担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付して提出することとし、2018年12月25日までに電子データをもって提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

標準航空経路は、以下の通り。

東京（羽田 or 成田）— ドバイ/アクラ経由 or ロンドン/アクラ経由 or アムステルダム or パリ経由 — シエラレオネ・フリータウン

## 10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年11月28日～2018年12月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（コンサルタント）

③プロジェクトチームの体制

評価調査実施時に現地で業務に従事しているプロジェクトチームの構成は以下の通りです。

- 総括／母子保健1／評価・モニタリング1
- 保健システム強化2／母子保健2

- 保健情報分析1／保健システム強化3
- 研修計画管理／業務調整1 (計4名)

#### ④便宜供与内容

JICAシエラレオネフィールドオフィス及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICA が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

#### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム (TEL:03-5226-8371) にて配布します。

- ・ PDM (最新版)
- ・ 月次業務報告書
- ・ 事業進捗報告書

②本業務に関する以下の資料がJICAナレッジサイトで公開されています。

- ・ 詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012733.html>)
- ・ 事前評価表  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_1200074\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1200074_1_s.pdf))

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

#### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAシエラレオネフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上